

パートナーシップ宣誓制度は、一方又は双方の方が性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとして生活を共にし、相互に尊重し、協力し合う関係（パートナーシップ）を宣誓する宣誓書を市に提出されることにより、市がお二人の関係性を証明する宣誓書受領証等を発行する制度です

山口市ではこの制度を通じて、性的マイノリティの方々への社会的理解を促し、本市で生活する上での困りごとの軽減や解消が図られるよう取り組み、人権を尊重し、誰もが自分らしく活躍できる共生社会の実現を目指します

山口市 パートナーシップ 宣誓制度

[令和6(2024)年4月1日 施行]

宣誓できる人は？

パートナーの関係にある二人で次のいずれにも該当する方は宣誓することができます

- ❖ 双方が民法に規定する成年に達していること
- ❖ 一方または双方が市内に住所を有している（転入予定を含む）こと
- ❖ 双方に配偶者（事実婚を含む）がいないこと
- ❖ 宣誓をしようとする者同士以外の者とパートナーシップの関係にないこと
- ❖ 双方が民法に規定する婚姻をすることができない者同士でないこと

市民・事業者の皆様へ

性的マイノリティの方への理解はまだ充分とはいええず、偏見や差別を受ける場面は少なくありません

山口市は、多様性への理解を進め、互いの違いを認め合いながら自分らしく生きることのできる共生社会の実現を目指しています

市民の皆様、事業者の皆様には、この制度の趣旨へのご理解とご協力をお願いします

パートナーシップ宣誓制度

Q & A

Q. パートナーシップの宣誓をしたらメリットはありますか？

A. 山口市営住宅への入居について、資格要件を満たされた場合、宣誓書受領証等を提示いただきましたら、お二人での入居申し込みができます。

宣誓を行わなくても利用できるサービスもあります。

詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください。(下記QRコードからアクセス)



Q. パートナーシップ宣誓制度と結婚の違いは何ですか？

A. 本市のパートナーシップ宣誓制度は要綱に基き、お二人が互いを人生のパートナーとして、生活を共にし、相互に協力し合うこと、またそれらを約束した人間関係(パートナーシップ)であることの宣誓をされたことを証明する制度で、結婚のように、民法に定める法律行為ではなく相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生するものではありません。

Q. パートナーと市内で同居していなくても宣誓できますか？

A. 宣誓をされる方のどちらかが市内に住所(宣誓の日から14日以内に転入予定の場合も含む)があれば、同居をしていなくても宣誓できます。

Q. 宣誓するには、市役所に行かなければならないのでしょうか？

A. ウェブシステムでの宣誓もできます。また、市役所で宣誓される際は、プライバシーに配慮し、別室で申請をお受けいたします。

宣誓をされる方へ

宣誓の流れ

- ① 事前に宣誓日の調整(予約)を行ってください
- ② 予約した宣誓日に必要書類を揃え、お二人で来庁してください(ウェブシステムでも可能です)
- ③ 職員の面前で宣誓書を記入いただきます(別室にご案内します)
- ④ 市から「パートナーシップ宣誓書受領証」「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を交付します

申請手続きのため以下の内容を電話、FAX、またはEメールで事前にお知らせください

- ▶ お二人の氏名、生年月日、住所
- ▶ 申請手続きの希望日時
(できるだけ複数の日時をご希望ください)
- ▶ 日中連絡の取れる電話番号・メールアドレス

詳しくはこちら



《お問い合わせ》 山口市地域生活部人権推進課

電話. 083-934-2767 FAX. 083-934-2867 Eメール. jinken@city.yamaguchi.lg.jp